

随意契約理由書

案件名	給与システム等に係る機器の賃借	要求部署名	総務部会計課
発注（契約） 内 容	給与システム等に係る機器の賃借		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	給与、人事、共済、相談員、児童手当の事務処理については、当該システムを利用することで支払にかかる帳票の作成等を効率的に行っており、また、各システムの情報共有化により業務量の削減にも繋がっている。 よって、本年度も引き続き当該機器を賃借することにより、業務の簡素化を図りたい。		
契約金額	¥2,795,688円	契約年月日	平成21年4月1日
契約業者名 及び住所	J A三井リース株式会社		
随意契約 の理由	当該機器賃借業者であり、引続き契約することが経済的に著しく有利であり、あらためて当該物件の競争契約を行う場合、事業の中断が見込まれるため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格		
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
移行期限及び移 行できない理由	移行期限	平成23年度	計画上、平成21年度以降に競争入札を実施することとされているもので、平成20年度は競争性のない随意契約とした。当該機器の賃借業者であり、引続き契約することが経済的に有利であり、また競争契約を行った場合、事業の中断が見込まれるため。
その他 特記事項			